

壱岐市観光ポータルサイト構築業務 仕様書



令和元年 5 月
壱岐市企画振興部観光課

1. 業務名称

壱岐市観光ポータルサイト構築業務

2. 業務の目的

近年、国内外における観光情報の入手手段の主力がパソコン・スマホ・タブレット等に移行する中で、現壱岐市観光ポータルサイト「壱岐観光ナビ」(<http://www.ikikankou.com/>)に掲載されている情報をベースに網羅し、本市の誘客・需用開拓の戦略的ツールとなるよう新たに構築するとともに、併せてデジタルマーケティングを強化する。

また、急速に進むグローバル化の中で、国内外に住む外国人へのニーズの拡大への対応が求められているため、外国人誘客にも効果のあるサイトの構築にも注力する。

本事業の実施にあたっては、トレンドに合致したデザイン変更に加え、RWD形式によるスマートフォン最適化やデータベース、ユーザビリティにも改善を加え、一般職員による情報更新を簡易化・操作性の向上、既存の SNS との連携も含め、総合的に改善を行うものとする。

3. 基本方針

(1) 情報が得やすい魅力的なホームページ構築

思わず見たくなる魅力的なデザイン、情報へのたどり着きやすさ、壱岐市の魅力の効果的な発信を意識したサイトの構築。掲載情報については、現壱岐市観光ポータルサイト「壱岐観光ナビ」に掲載されている情報をベースに網羅し、新たに構築する。

(2) 魅力ある多言語サイト制作（英語、韓国語、簡体字、繁体字）

ネイティブ翻訳を基本とし、それぞれの国に訴求効果のあるページの構築。

(3) パソコン版、スマートフォン版ホームページのデザイン連動

ブラウザのウインドウの大きさ（解像度）に合わせてページのデザインが切り替わるなど、パソコン版とスマートフォン版ホームページの使いやすさの向上や見栄えに統一感を持たせる。

(4) アクセシビリティの向上

構築後にはJIS X8341-3：2016における達成基準Aに準拠し、さらに等級AA、AAAにレベルアップしていくことができるホームページ及びその仕組みを構築する。また、今後試行されるアクセシビリティ関連法規にも適切に対応する。

(5) 情報発信技術の向上と職員に対するCMS研修や勉強会の実施

インターネットの知識が少ない職員でも簡易に操作できるCMSの開発。職員がCMSの使い方や効果的な情報発信やアクセシビリティに配慮したコンテンツの作成等について学ぶ機会を設け、情報発信技術の向上を図る。

(6) リマーケティングリストを活用したGDN広告の実施

本市で蓄積した（のべ1369万ID）リマーケティングリストを活用し、広告PR（ディスプレイ広告等、自由提案）を実施し、ウェブサイトへの誘導を行うことにより、閲覧者増加を図る。

(7) 効果的なポータルサイト構築のための効果検証等

ポータルサイト構築後のログ解析や考察、効果的なPDCAサイクルの提案、WEB会議等を実施するなど、ポータルサイトの戦略的な運営について強化する。

(8) あらゆる障害・災害にも強い安定的なホームページ運用

自然災害やなりすまし、サイバー攻撃、情報改ざんなどの外部からのあらゆるリスクに対して強く、障害が発生した場合も迅速に復旧できる安定したシステムを構築する。また、個人情報をはじめとするセキュリティを確保したシステムとする。

4. 業務内容

- (1) 日本語サイトの構造・運用設計・デザイン制作
- (2) 多言語サイト（英語、韓国語、簡体字、繁体字）版ページのそれぞれのターゲット国（言語）に向けた構造・運用設計・デザイン制作
 - ※4つのそれぞれのターゲット国（言語）に効果的なサイトの提案・構築
 - ※ネイティブ翻訳を前提とするが、原文となる日本語も分かりやすく整理する
- (3) 外国人が旅前・旅中に必要となる情報のAPI等外部連携及び設定（予約ツール、Googleマップ等）
 - ※7昨年7月に改正されたGoogleマップ利用規約変更に伴うブラックアウト状態にならないよう工夫すること。
 - ※なお、本サイトでは、Googleマップを有料で使用する意向や予算は確保していない。
- (4) 現壱岐市観光ポータルサイト「壱岐観光ナビ」(<http://www.ikikankou.com/>)に掲載されている情報をベースに網羅し新たに構築。
 - ※既存の壱岐市観光パンフレット各種（実りの島 壱岐、壱岐島四十二社巡り、壱岐島観光情報マップ等）をデジタル化し、閲覧できるようにすること。
 - ※既存の各種壱岐市動画（別紙「壱岐市動画素材リスト」参照）を閲覧できるように、効果的なページを作成すること。
- (5) CMS・システム・サーバ環境の導入・構築・設定
- (6) アクセシビリティへの対応・向上
- (7) 現「ikikankou.com」のドメイン移管作業及び更新管理、公開窓口対応
- (8) データのバックアップ（3世代以上）とシステムのバックアップ
 - ※バックアップはメインとなるWEBサーバとは異なるハードディスクで対応
- (9) PCサイト及びスマートフォン最適化サイトの構築
 - ※PCサイト及びスマートフォンサイトは同一URLで展開すること。
- (10) 保守・運用支援・障害対応

(11) 個人情報保護を前提としたセキュリティ対策

※常時 SSL 化の実装

※SQL インジェクション対応

※クロスサイト・スクリプティング対応

※その他実施した方がよい対策

(12) 操作・運用マニュアルの作成と職員向け操作研修の実施

(13) 職員の情報発信能力向上

(14) リマーケティング広告を活用したGDN広告の実施

※本市では、平成30年度に実施したデジタルマーケティング事業において、観光PR動画「Iki Island, Japan 4K (Ultra HD) - 実りの島 壱岐」を国内・海外市場に対してYouTube配信し、動画の視聴者の中から、特に本市に関心を有すると思われるリマーケティングリストを蓄積した（のべ1369万ID）。このリストを活用し、広告PR（ディスプレイ広告等、自由提案）を実施し、ウェブサイトへの誘導を行う。誘導にあたっては、前述のリマーケティングリストを活用しながら、誘客可能性が高いと思われる層にアプローチすること。なお、リマーケティングリストのデータについては、事業委託契約締結後に壱岐市から提供する。

(15) ポータルサイト構築後のログ解析及び考察、アクションプランの提案、WEB会議の実施

(16) このほか、本市独自機能・コンテンツの企画立案・構築

5. システムの運用要件

- (1) 障害時やメンテナンス時期を除き、24時間365日の連続運用を前提とし安定的に稼働すること。
- (2) 計画停止の時間は、深夜帯の間に行われることが望ましい。また、システムの運用は、受注者の常駐を行わず自動運転を基本とする。
- (3) 停電の際などの予備電源や落雷時などの過電流保護対策などを十分に考慮すること。
- (4) 毎日データのバックアップを自動化し、障害が発生した場合は、速やかに復旧を試みること。
- (5) 専門事業者としてのシステム障害予防保守（メンテナンス・セキュリティパッチ対応など）は受託者が能動的に行うこと。

6. サーバ・保守管理・セキュリティ業務（必須要件）

(1) 電話でのサービス提供時間：09：00～17：15

※障害、緊急時については上記時間外及び週末、年末年始も含めて対応。

(2) 技術サポート

運用に関する質問を電話・メールにて対応。

(3) 障害対応

エラー・問題箇所が確認された場合の原因の調査と対処。重大な事象の場合には書面で提出すること。

(4) OS、ブラウザに対応する最適化

- ①デザインの崩れ（著しくデザイン性を損なう場合の対処）。
- ②管理画面操作、UP作業ができない。
- ③表示されないデータがある。

※OS・ブラウザ環境の制約、使用するPC自体の特殊要因で表示できない場合は除く。

(5) サーバは、インターネットと常時接続（1Gbps 以上）していること。

(6) 不正侵入、改ざん防止、セキュリティパッチ等の適用を含み、サーバ証明書の更新その他WEBサイトの運用に必要な一切の設備等を含む対応を行うこと。

(7) ユニバーサルデザイン・アクセシビリティへの対応

利用者が簡単に欲しい情報を引き出せるよう配慮するなど、特定のブラウザやOSのみ利用できる機能や特別なソフトが無いと利用できないサービスなどは導入しないこと。

7. 履行期間

(1) 構築に係る期間

契約締結日から令和2年2月28日までとし、ホームページの公開開始は令和元年12月27日からとする。

(2) 運用保守に係る期間

令和2年4月1日から5年間

8. 納品

本業務完了後、履行期限までに下記の成果物を提出することとし、紙媒体と電子媒体（CD-R等）を各2部納品すること。

- (1) CMSに係るソフトウェア及び本市サイト用設定情報等一式
- (2) サイト構成設計書
- (3) デザイン設計書
- (4) 作業管理表
- (5) アクセシビリティに関する内容を含めた運用ガイドライン
- (6) アクセシビリティ試験結果
- (7) 操作・運用マニュアル
- (8) ログ解析及び考察、アクションプランの提案等、効果検証に関する報告書

(9) リマーケティング広告の成果報告書

(10) 各種検討・議事録等の資料

※詳細については別途協議とし、壱岐市が必要と判断した書類はすみやかに作成すること。

9. 検査

受託事業者は、業務を完了したときは、本市に対して速やかに業務完了報告書を提出しなければならない。

本市は業務完了報告書を受理してから10日以内に業務完了を確認するための検査を行い、不相当と認められる箇所又は不足する部分がある場合は、受託事業者に対し、この補足その他必要な措置を指示するものとし、受託事業者はこれを引き受け、改めて本市の検査を受けるものとする。

10. その他の留意事項

(1) 瑕疵担保

構築業務終了後、1年以内に業務に係る「瑕疵」が発見された場合、受託事業者は本市の指示に従い、必要な措置を無償で行うものとする。

(2) 秘密の保持

受託事業者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 著作権の帰属

業務における成果物の所有権、著作権、及びその他の権利は、当該引渡しの時点をもって原則全て本市に帰属するものとする。

(4) 損害賠償

受託事業者の責に帰すべき理由により、業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託事業者が負担するものとする。

(5) 第三者への委託

受託事業者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に再委託する場合、本市より事前の書面により承諾を得るものとする。

(6) 打合せ及び連絡調整

仕様、進捗状況等の確認を行うため、本業務の履行期間内は本市にて打合せを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。

(7) 協議

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。